

# 公益財団法人大田区産業振興協会 各種許認可等取得支援助成金交付要綱

(平成26年4月1日 要綱第57号)

## (目的)

第1条 この要綱は、大田区の中小企業者が事業運営に必要な許可、認可、認証等(以下「許認可等」という)を取得した場合に、公益財団法人大田区産業振興協会(以下「本協会」という)がその経費の一部を助成することにより、国際競争力向上や環境対策への取組み、新分野進出等を支援し、大田区の産業振興に貢献することを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 助成金を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であって、本社または主たる事業所を大田区に置いて1年以上継続して事業を営んでいる者。
- (2) 別表第1「助成対象許認可等一覧」に定める許認可等を取得した者。ただし、同表の番号欄の4、5及び6番を除く許認可等については初めて取得した者に限る。
- (3) 別表第1「助成対象許認可等一覧」に定める許認可等の証書に記載される事業所等の所在地(同表の番号欄の4、5、6、10、11、12、13及び14番においては製造所の所在地)が大田区にある者。

## (助成対象経費)

第3条 助成対象となる経費は、許認可等の取得に要した経費のうち、許認可等の機関、又は当該機関から委託を受けた者に支払う費用で、別表第1に定める費用とする。

## (助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の1/2の額までとし、助成額の上限は別表第1に定めるとおりとする。ただし、この要綱に基づいて申請した許認可等について、他の機関から補助金又は助成金の交付を受けたと認められる場合には、その金額を本助成金の額から控除する。また、別表第1「助成対象許認可等一覧」に定める許認可等の証書に記載される製造所の所在地が、大田区の他に複数ある場合、その製造所数で助成対象額を均等割して、助成額を決定する。

## (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に下記の必要書類を添えて本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(1) 許認可等の機関に支払った費用の領収書の写し

(2) 許認可等の証書の写し

2 交付申請は、許認可等を受けた日から1年以内に限る。

(交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書を受理したときは、当該申請書の内容を検査し、助成金を交付することが適当であると認めた場合には、予算の範囲内で助成金の交付を決定する。

2 理事長は、前項の決定後は、速やかに許認可等取得支援助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、助成金を交付する。

(交付の取り消し)

第7条 理事長は、助成対象者が不正に助成金を受給したと認める場合には、助成金交付の全部または一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 助成対象者は、助成金の交付を受けた後、前条の規定により交付を取り消されたときは、その取り消された助成金を直ちに返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本協会事務局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表第1

## 助成対象許認可等一覧

| 番号 | 許認可等の名称                      | 助成の対象となる費用  | 助成金<br>上限額 |
|----|------------------------------|---|------------|
| 1  | エコアクション21                    | 審査費用及び現地審査のための交通費<br>認証・登録費用  | 10万円       |
| 2  | エコステージ                       | 登録評価費用<br>評価員の旅費交通費   |            |
| 3  | プライバシーマーク                    | 申請料<br>審査料<br>付与登録料   |            |
| 4  | 医療機器製造業登録<br>(更新を含む)         | 書面審査手数料<br>適合性実地調査手数料   |            |
| 5  | 医療機器製造販売業許可<br>(更新を含む)       |   |            |
| 6  | 医療機器修理業許可<br>(更新、区分追加・変更を含む) |   |            |
| 7  | ISO9001                      | 内部監査員養成等のための研修受講費用<br>コンサルタント委託費用<br>審査費用等                              | 50万円       |
| 8  | ISO14001                     |   |            |
| 9  | ISO27001                     |   |            |
| 10 | ISO13485                     |   | 75万円       |
| 11 | JISQ9100                     | 申請料<br>審査料<br>認証(初回登録)料<br>内部監査員養成等のための研修受講費用<br>コンサルタント委託費用<br>翻訳料・通訳料 | 100万円      |
| 12 | NADCAP                       |   |            |
| 13 | [新/改良/後発]医療機器製造販売承認          | 国及び調査機関に支払う手数料  | 75万円       |
| 14 | 指定管理医療機器製造販売認証               |   |            |